

1996年11月14日
(平成8年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

納税通知書作成発送業務の既存のファイルの自己処理
システムの外部委託について（答申）

1996年（平成8年）11月1日付で諮問された、納税通知書作成発送業務の既存のファイルの自己処理システムの外部委託について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条の規定による既存のファイルの自己処理システムの外部委託を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨は、次のとおりである。

- (1) 本市では、地方税法の規定に基づき、納税義務者に対し、軽自動車税、市民税・県民税、固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税を賦課決定し、納税通知書等を送付している。
- (2) 現在、当該業務は既にコンピュータ化されており、データ入力、納税通知書等への打ち出し、ブックニング、封入、封緘、引き抜き、発送まで全て実施機関の職員により行っているが、その件数は当初分として約350,000件あり、かつ限られた期間内に処理しなければならないことから賦課業務に支障が生じている。
- (3) このため、各課税マスターテープから別紙に掲げる情報を抽出し、打ち出し用のプリントイメージテープを作成し、それを基に納税通知書等への打ち出しから発送までを外部委託し、賦課業務のより適正かつ効率的な処理を行うとともに、市民サービスの向上を図るものである。
- (4) なお、外部委託に関する安全対策としては、条例第30条及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第11条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱

いについて、受託者に必要な事項を「業務委託契約書」に明記するとともに、受託者における事業所の組織体制の整備、電子計算機システム安全対策に係る規程等の制定及び実施、電子計算機システム安全対策に係る教育及び訓練、電子計算機システム安全対策に係る監視の各項目を明記した「事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準」に基づき、受託者に厳正な管理体制を図らせることにより、個人情報保護について実施機関が当該業務を行う場合と同程度の安全対策を講じるものとする。

3 審議会の判断理由

以下のことから、既存のファイルの自己処理システムの外部委託を認めるものである。

(1) 外部委託の問題点

本業務については、取り扱われる個人情報に関する情報であることから、第1に、地方税法第22条に定める担当職員についての守秘義務が、一般の公務員にかかる地方公務員法第34条第1項、同法第60条に定めるよりも重い義務を課していることに照らして、外部委託が許されるのか。第2に、条例によると、実施機関がその業務目的において保管する個人情報を外部に提供するときは、事前に当該個人に対して外部提供する旨の通知を行い、当該個人が外部提供の差止めを求めることができる（条例第9条、条例第15条）などの定めをして、個人情報の保護を図っている。これとの対比において、一括して外部委託することの是非と、委託する場合の当該個人への通知手続きに関しての疑問がある。

第1について、自治省の地方税通達実例集においても、また守秘義務に関する裁判例においても、法の規制は、個々の職員が、その職務上知り得た秘密を漏らすことを禁じたものであり、実施機関の目的内の業務について一括外部委託することは、これに該当しない。

第2については、コンピュータ情報は、個別的取扱いに親しまず、また、実施機関がその目的に従い自己処理しているシステムを外部委託するのは、実施機関がその補助機関として受託者を使用することに該当し、目的外あるいは外部提供にはならないとの解釈に基づいている。加えて、税務事務については、殆どの地方公共団体において、既にコンピュータ化されており、データ入力、納税通知書等への打ち出し、ブックキング、封入、封緘、引き抜き、発送について、その一部ないし全部を外部委託している実態がある。

以上の検討を踏まえて、外部委託の必要性と個人情報保護の安全対策についての観点から判断した。

(2) 外部委託の必要性

本業務は、賦課決定された内容等を納税義務者に適正かつ迅速に通知するものであり、処分性を有する決定通知である。これに対する行政不服の申出や納期との関係などから、限られた期間内に大量の処理を必要とする。しかし、現行の方法では、データ入力後発生した変更事項が当初分に反映できないことなど、適正かつ迅速な賦課業務に支障をきたしている。市民サービスの向上はもとより、事務の効率化を図り、適正かつ迅速な業務遂行のためには、外部委託の必要性が認められる。

(3) 安全対策

本業務の外部委託に当たっては、実施機関の各課税マスターテープから別紙に掲げる個人情報を抽出し、打ち出し用プリントイメージテープを作成し、打ち出しから発送までの業務を外部委託するものである。この処理に当たる受託者及びその職に当たる職員については、個人情報の保護についての特段の配慮が必要である。そのため個人情報の適正な取扱いと電子計算機システムに関する安全対策のために必要な事項を定めた「業務委託契約書」及び「事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準」に基づき契約を締結し、その契約条項にしたがって業務が行われることによって、個人情報の保護について実施機関が当該業務を行う場合と同程度の安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

別紙

1 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）

郵便番号 住所 氏名 通知書番号 組合・銀行コード 整理番号 課税標準額
税率 税額 軽減税額 減免税額 徴収猶予税額 確定税額 年税額 期別税額
報奨金 差引納付額

（課税明細書欄）

所有者名 資産区分 所在地番 課税地目 宅地区分 家屋種類 課税地積
課税床面積 家屋番号 軽減 評価額 課税標準額 税額

2 固定資産税（償却資産）

郵便番号 住所 氏名 通知書番号 組合・銀行コード 課税標準額 年税額
期別税額 報奨金 差引納付額

3 市民税・県民税

郵便番号 住所 氏名 通知書番号 組合・銀行コード 整理番号 課税標準額
所得割額 税額控除額 特別減税額 差引所得割額 均等割額 年税額
特別徴収税額 普通徴収税額 期別税額 報奨金 差引納付額

（課税計算明細書欄）

所得金額内訳 所得控除内訳

4 軽自動車税

郵便番号 住所 氏名 通知書番号 組合・銀行コード 車両番号 税額
有効期限